

地球温暖化対策の推進

目指す姿

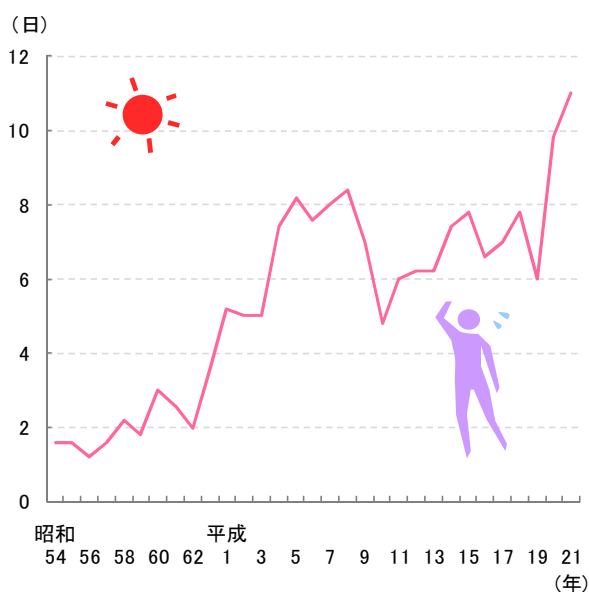
再生可能エネルギーの活用などにより、エネルギーの地産地消化へ向けた様々な取組がはかられています。また、市民一人ひとりが環境負荷の少ない生活を送ることにより、CO₂排出量が抑制され、地球環境にやさしいまちとなっています。

現状・課題

- CO₂ 排出量が増加し、地球温暖化による異常気象や集中豪雨などが発生しています。本市においても局所的な豪雨が増えるなど、市民の暮らしにも大きな影響を与えています。
- 産業の発展に伴う石炭や石油などの大量消費や森林の伐採などにより、限りある地球資源の枯渇が懸念されています。
- 省エネ・省資源の意識が浸透してきました。今後も地球規模ですすむ温暖化の対策のため、一人ひとりの具体的なさらなる取組が必要です。
- 東日本大震災における計画停電などの経験から、再生可能エネルギーの活用など、エネルギーの地産地消化が求められています。

データ

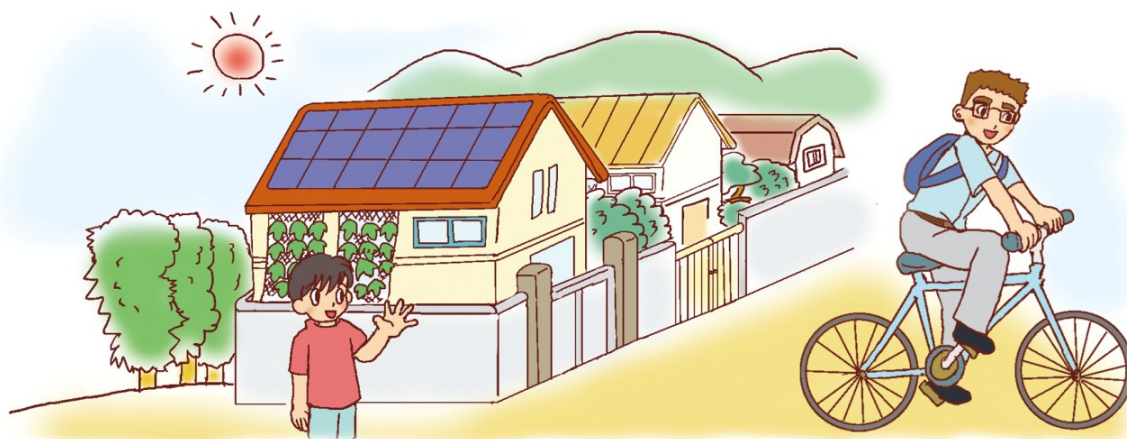
■ 猛暑日の日数



※長期的な傾向を確認するため、5年間の平均値を掲載しています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、
環境基本条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 CO₂排出量の削減

- CO₂排出量削減に向け、市民・事業者と連携した啓発活動など地球温暖化対策をすすめます。
- 公共交通の利用やエコドライブの普及など、地球環境にやさしい生活スタイルへの転換を啓発します。
- 節電・節約などの省エネの啓発活動をすすめ、市全体でのエネルギー使用量の削減に取り組みます。
- 地球環境への負荷が少ない住宅・自動車・家電利用などの啓発や、建築物の新築・改築時の省エネ・高効率な設備などの導入を促進します。

2 再生可能エネルギーの普及促進

- 太陽光などの再生可能エネルギー活用の調査・検討を踏まえ、事業者・大学などとの連携によるエネルギーの地産地消化に向け取り組みます。
- 太陽光発電装置の導入など、市施設における再生可能エネルギーの活用を積極的に推進します。
- 市民・事業者による再生可能エネルギー導入を促進します。



行政の役割

- ◇市民へのCO₂排出量削減の啓発
- ◇地球温暖化対策や環境への負荷が少ない取組の推進
- ◇再生可能エネルギーの活用に向けた取組



市民への期待

- ◇毎月の光熱水使用量を把握するなど様々な省エネを心掛ける
- ◇地球温暖化について関心を持つ
- ◇公共交通の利用やエコドライブを心掛ける
- ◇再生可能エネルギーを導入・活用する

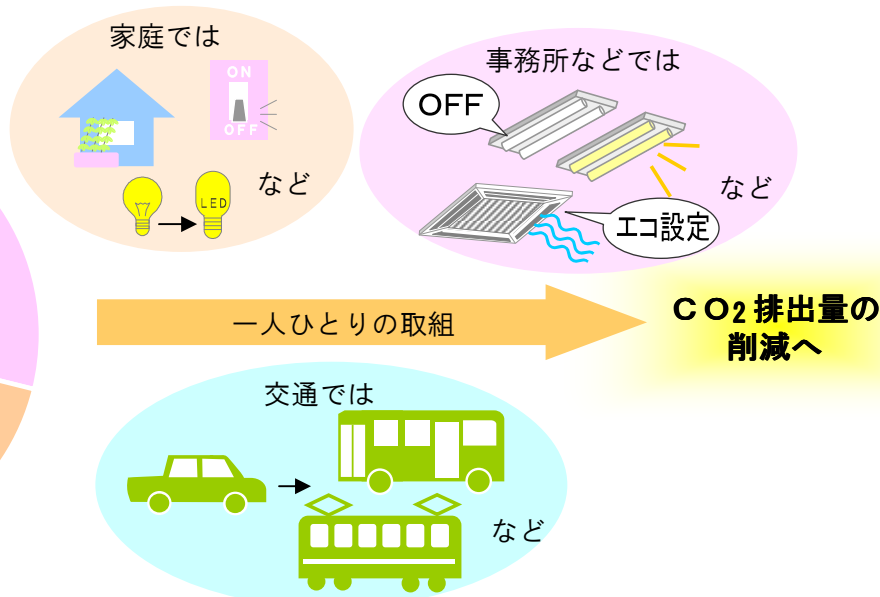
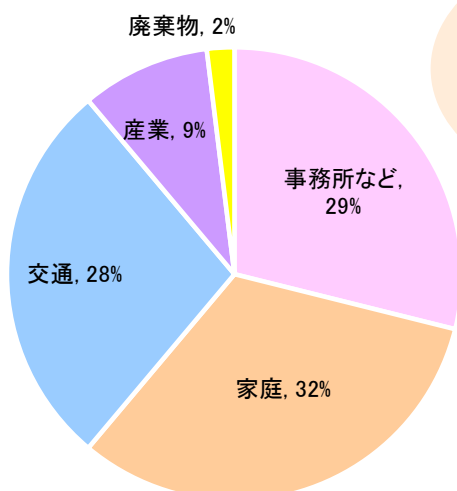
目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
1人当たりの市内CO ₂ 排出量の削減割合（平成12年度比）	18.2% （平成21年度）	23.3%	27.5%

地球温暖化対策の進捗度をはかる指標です。平成12年度を基準年に設定し、CO₂排出係数を固定したうえで東京都の算定プログラムにより算出した割合の削減を目指します。

CO₂排出量削減に向けて

市内の分野別CO₂排出割合
（平成21年度）



循環型社会の構築

目指す姿

市民や事業者がごみの3Rに取り組み、ごみが減少しています。また、ごみが資源として有効に利用され環境に配慮した廃棄物の処理が適正に行われることで、誰もが快適に暮らしています。

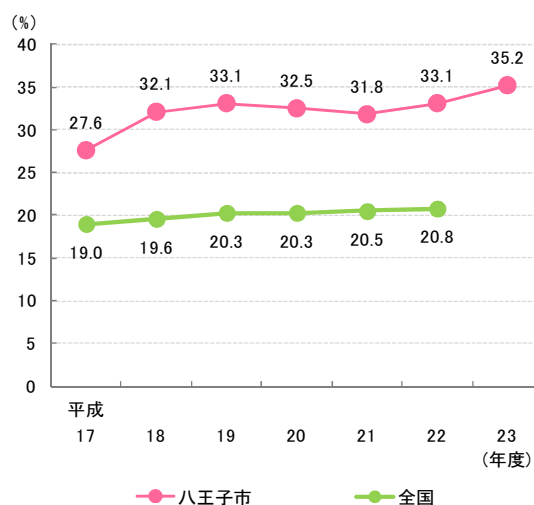
※ごみの3R：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・資源としての再生利用（リサイクル）

現状・課題

- 市内で排出されるごみは平成16年度のごみ有料化により、可燃・不燃ごみが約30%減量しました。そして、平成22年度からのプラスチックの資源化拡大等により不燃ごみが約60%減量するなど、ごみの減量化・資源化は大きくすすみました。今後はさらなる生ごみの減量やプラスチックの分別など、市民との協働によるごみの減量と資源の有効利用をはかっていく必要があります。
- 事業系ごみについては、事業所への立ち入り指導の強化などにより、ごみの減量・資源化が促進されています。今後は、事業者のごみの発生抑制が課題となっています。
- 北野・戸吹清掃工場の老朽化を見据え、館清掃工場の跡地を活用したごみ処理施設の整備を検討するなど、廃棄物の処理について計画的な取組を実施しています。

データ

リサイクル率

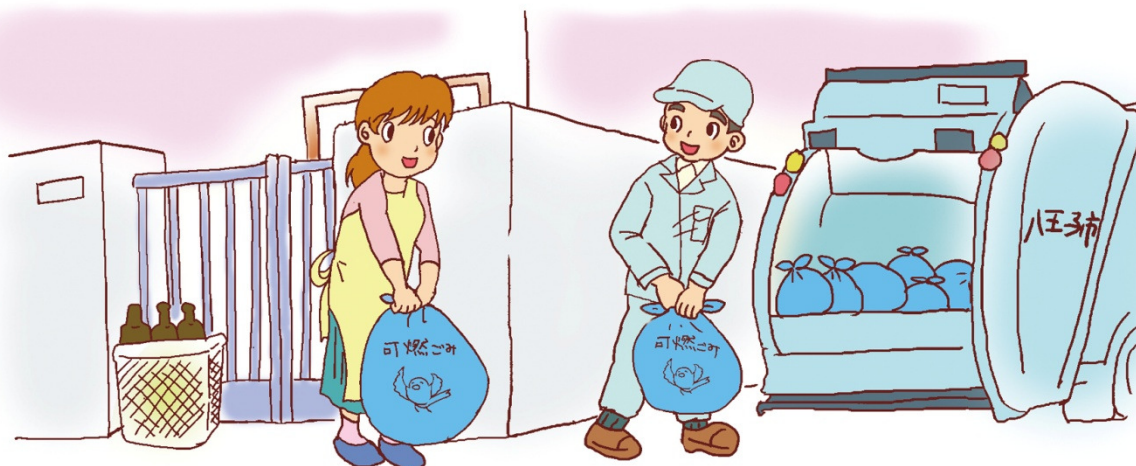


※リサイクル率とは、総資源化率ともいい、収集や持ち込まれたごみのうち、どれだけ資源化されたかの割合です。

※全国平均は公表された最新の数値である平成22年度までを掲載しています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、ごみ処理基本計画、環境基本条例、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 ごみの発生抑制と資源化の推進

- 市民一人ひとりや事業者が、ごみの3Rに取り組めるよう啓発を行います。
- 可燃ごみに含まれる生ごみの減量化・堆肥化や不燃ごみとして出されるプラスチックの分別を徹底し資源化をすすめるとともに、ごみの総排出量を減らします。
- ごみの減量化・資源化に努めたうえで、焼却処分せざるを得ないごみについては焼却熱を有効に利用し、ごみ発電による電力の確保に努めます。
- 地域に根付いた集団回収の手法を活用し資源化の促進に努めるとともに、こうした地域ぐるみの活動を通じて地域のつながりを創出していきます。
- 事業系ごみの資源化を推進するため、清掃工場への持ち込みごみの対応を見直すなど、事業者への指導を徹底します。

2 廃棄物の適正処理

- 安定した適正なごみ処理ができるよう、新たに高効率な発電システムを備えたごみ処理施設を稼働します。
- 不燃ごみから資源物となるレアメタルの回収を行うなど、不燃物の処理を見直し埋立ごみゼロを目指します。
- 清掃工場の新たな市内2工場体制を構築し、安定した継続的なごみ処理を実現します。



行政の役割

- ◇ ごみの3Rについての市民への啓発と事業所に対する指導の徹底
- ◇ 廃棄物の適正な処理と資源化の促進



市民への期待

- ◇ 生ごみの水切りやごみの減量化に努める
- ◇ リサイクルに努める
- ◇ 修理できるものは捨てずに修理して使う
- ◇ 資源化事業者への委託などにより生ごみを資源化する（事業者）
- ◇ 製造・包装段階から環境に配慮する（事業者）

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成29年度	平成34年度

1人1日当たりのごみの総排出量	840 g/人・日 (平成23年度)	810 g/人・日	780 g/人・日
-----------------	--------------------------	--------------	--------------

ごみの減量化の進捗度をはかる指標です。家庭や事業者から排出されるごみや資源物の量を人口で除して算出し、10年後には現状から約7%削減とすることを目標とします。

埋立処分量	449 t/年 (平成23年度)	220 t/年	0 t/年
-------	---------------------	---------	-------

ごみの減量化と資源化の進捗度をはかる指標です。廃棄物のうち埋立処分される量を10年後には0 t/年とすることを目標とします。

■資源の有効利用

